

2011年（平成23年）8月

関係者各位

群馬弁護士会
会長 小淵喜代治
同 災害対策委員会
委員長 石原栄一

原発事故賠償の説明会・相談会 開催のお知らせ

福島第一、第二原発事故により、福島県内は勿論のこと広範囲に渡り多くの方々が様々な損害を受けています。この原発事故はいまだ収束の目処が立たず、風評被害等どこまで損害が拡大するか全く予測ができませんが、今後、東京電力および国による本格的な損害賠償が実施される場合に備えて、どのような損害が賠償の範囲になるのかについて情報を収集し、その一方で被った損害についてその内容、程度を記録し、これを証明する資料を整理しておくことが極めて重要です。

そこで、群馬弁護士会では、今回、原発事故による損害賠償について正確な情報の提供をするとともに、避難者や被害者の方々における損害の整理の一助とするために、下記のとおり原発賠償の説明会及び相談会を実施することとなりました。

関係者の皆さまにおかれましては、ご多忙の中とは存じますが、お時間の許すかぎりご参加下さいますようお願い申し上げます。

記

- 1 開催日 平成23年8月20日（土）
- 2 時間 午後2時～午後4時すぎ頃
- 3 会場 群馬県前橋市新前橋町13番地の12
群馬県社会福祉総合センター 8階 大ホール
- 4 参加費 無料
当日来館できますが、席数に限りがあるので下記にご予約下さい。
- 5 内容 (1) 原発事故損害賠償手続きの流れの説明
(2) 原子力災害被災者・記録ノートの配布および記載方法の説明
(3) なんでも相談会
- 6 主催者 群馬弁護士会
後援者 群馬県、群馬県商工会議所連合会、前橋商工会議所
- 7 予約先 群馬県前橋市大手町3-6-6
群馬弁護士会 災害対策 担当事務局
TEL027-233-4804 / FAX027-234-7425
※ 月曜～金曜（祝日除く）午前9時30分～午後5時迄